

男鹿市告示第 9 6 号

男鹿市自主防災組織育成助成事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 7 月 1 日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市自主防災組織育成助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、地域の防災活動の充実・強化を図ることで、災害に強いまちづくりを推進するため、男鹿市自主防災組織育成助成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、男鹿市補助金交付規則（平成 1 7 年男鹿市規則第 4 0 号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において「自主防災組織」とは、地域の防災活動を行うため、町内会、自治会等を単位として、市民が自主的に組織した団体をいう。

(補助対象事業)

第 3 条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自主防災組織が地域の防災活動に直接必要な設備等（建築物及び消耗品を除く。）の整備に関する事業とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、前条に規定する補助対象事業の実支出額とし、限度額を 1 0 0 万円とする。ただし、防火防災訓練用資機材の整備については、限度額を 6 0 万円とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、男鹿市自主防災組織助成事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他、市長が必要とする書類
- (補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請内容が適正であるか調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、男鹿市自主防災組織助成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付を決定した場合において、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合においては、市長の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿並びに証拠書類を、事業年度終了後5年間保管しなければならない。
 - (4) 前3号に掲げる事項のほか、市長が必要と認める事項
- (申請の取下げ)

第7条 前条の規定による交付決定を受けた申請者（以下「交付団体」という。）は、当該補助金交付決定通知書の交付決定内容及びこれに付された条件により難いと認めるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に文書をもって申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(事業の変更等)

第8条 交付団体は、補助金の交付決定を受けた補助対象事業の内容を変更し、又は廃止するときは、速やかに補助金変更（廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該申請書の提出があった日から起算して14日以内に承認の可否を決定し、補助金変更（廃止）決定通知書（様式第4号）により、当該交付団体に通知するものとする。

(事業の実績報告)

第9条 交付団体は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は当該事業年度に属する3月31日のいずれかの早い日までに補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書（様式第5号）に収支決算書その他参考となるべき書類を添えて市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の補助事業実績報告書を精査し、事業が適正に実施されたと認める場合は、補助金交付確定通知書（様式第6号）により交付団体に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 交付団体は、補助金の支払を受けようとするときは、請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに当該交付団体に対し、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第12条 市長は、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、第9条から第11条の規定にかかわらず、交付決定された補助金の10分の9に相当する額を上限に概算払をすることができる。

2 前項の規定により概算払による補助金の交付を受けようとする交付団体は、補助金概算払申請書（様式第8号。以下「概算払申請書」という）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の概算払申請書を受理した場合は、概算払を必要とする理由を精査した上で概算払の額を決定するものとする。

4 市長は、補助金の概算払を決定した場合は、補助金概算払決定通知書（様式第9号）により当該交付団体に通知するものとする。

5 市長は、前項の通知を受けた交付団体より補助金概算払請求書（様式第10号）の提出があったときは、速やかに当該補助事業者に対し補助金を概算払するものとする。

（補助金の取消し等）

第13条 市長は、交付団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金を他の目的に使用したと認められるとき。

- (2) 提出した書類の記載事項が虚偽であると認められるとき。
- (3) 補助対象経費の支払等が不正な手段によると認められるとき。
- (4) 前条の規定により概算払による補助金の交付を受けた場合において、補助対象経費に係る支出額が減少し、補助金の額が補助対象経費を上回ったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この告示の規定又は交付の条件に違反したとき。

(状況報告)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、交付団体に対し、補助事業の執行の状況に関し報告を求めることができる。

2 市長は、前項の報告により、当該交付団体が補助金の交付決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該交付団体に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

(是正のための措置)

第15条 市長は、前条の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

(他の補助金の一時停止)

第16条 市長は、交付団体が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金の全部又は一部を納付しない場合において、当該交付団体に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額を相殺するものとする。

(財産処分の制限)

第17条 交付団体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、交付団体が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び主要な器具で市長が指定するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの。

附 則

(施行)

1 この告示は、令和８年７月１日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第５条に規定する補助金の申請に係る事案については、同日後もなお、その効力を有する。